

17世紀後半から18世紀前半における イングランドの銀行とファクター制度

上 村 能 弘

はじめに

中世以来の遠隔地通商の仕組みとして長い歴史を持つファクター制度（委託荷販売制度）は、16世紀になって、ようやく制度としての完成に近づいていった。もともと、この仕組みのなかでは、受託人である委託荷販売業者は、委託人に対する「前払い金（advances）」を事前に何らかのかたちで準備しておかなければならなかった、しかし、16世紀の低地地方（the Low Countries）においては、その「前払い金」が引受信用のかたちで、いわば帳簿上の創造された預金として供給されはじめたのである。また、このころからは、今日的な意味での手形割引を一種の徴利とみなして禁じてきた神の教えについても、金銭消費貸借においても「逸失利益（*lucrum cessans*）」の補填を認める考え方などを通じて乗り越えられるようになっていった。さらには、持参人払い文言を持つ委託荷販売業者宛の「内国（inland）」為替手形を、債権を移転させる手段として裏書譲渡できるような法制度の整備も、徐々にではあるけれども、進捗していったのであった。

その後、18世紀までにイギリスを中核とした世界商品市場が形成されていった。すると、16世紀以降、低地地方において次第に完成に向かっていったファクター制度も、それと一体となって、世界通商とその決済・資金供給の仕組みとして改めて再編成されていくこととなったのであった。この制度は、依然として、委託荷が期待通りの価格で売れていくだろうという旧来からの冒険取引的な見込みに立脚したものではあった。しかし、

受託人によって創造された委託人の預金にもとづいて、ここではロンドン宛の「内国」為替手形が振り出されて、それが債権・債務を決済するために用いられはじめたのである。

イングランドにおいても、為替手形そのものは比較的古くから割り引かれ、裏書譲渡されるようになってはいたものの、債務証書（note）については1704年になるまで公式には譲渡することができなかった。その譲渡を阻んできたものは、イングランドにおいては、徴利を禁ずる神の教えというよりも、債権を無体財産（*choses in action*）と見なすコモン・ローの伝統であった。この点は、債権や遡求権が移転されていくようになっていく歴史過程のなかでのイングランドにおけるひとつの特徴となっているといえよう。しかし、こうしたイングランドの特徴ある法的伝統も、18世紀までのファクター制度の再編成の過程において、債務証書を裏書譲渡可能な為替手形と同等に見なすという商人たちの慣習を通じて徐々に掘り崩されていくこととなったのである¹⁾。

17世紀から18世紀にかけてのイングランドの「内国」為替手形は、商人たちの間で裏書譲渡される一方で、それが振り出された地方の諸銀行によって、銀行券——つまりは諸銀行によって振り出された一種の債務証書を用いて割り引かれた。そして、こうした為替手形は、やがて今度はロンドンのゴールドスミス・バンカーによって再割引され、ここでも債務証書であるゴールドスミス・ノートが市中を流通することとなったので

¹⁾ 上村〔7〕, 54-55 ページ, 参照。

あった。17世紀における低地地方、とくにアムステルダムにおける手形の流通は、1609年に設立されたアムステルダム銀行 (Amsterdamsche Wisselbank) に預託された地金の受領証や倉庫に保管中の商品の受領証、東インド会社債券、あるいはまた市債等々とも交換されるかたちで、商人たちの間を流通したとされる²⁾。こうしたことと対比して、17世紀から18世紀にかけてのイングランドにおける「内国」為替手形は、究極的にはロンドンのゴールドスミス・バンカーの手許の正貨に依りながらも、さしあたりは地方の諸銀行によって振り出された銀行券によって割引かれたのであった。

そして、こうしたこともまた、債権や遡求権が移転されていくようになっていく歴史過程のなかでのイングランドにおけるもうひとつの歴史的特徴であると指摘されている。つまり、17世紀から18世紀にかけてのイングランドにおいては、「内国」為替手形の割引を通じての信用供与の手段としては、特に地方の諸銀行によって振り出された銀行券が用いられていたとされるのである。さらに換言すれば、当該時期の地方の諸銀行による発券業務は、すなわち一種の与信業務であったといわれる³⁾。

そこで、この小論では、こうした歴史的特徴を持ちながら、イングランドにおいて「内国」為替手形を割引いた地方銀行やゴールドスミス・バンカー、あるいはまた、その手形割引の際に用いられた銀行券やゴールドスミス・ノートの特徴や性格を、あらためて整理し直してみることにする。そして、それを通じて、18世紀までにファクター制度が再編されていったことの歴史的な意義をもう一度考察してみることとしよう。

I 地方銀行

スミス銀行 (Smiths' Bank) の歴史は、その創業者であるトーマス・スミス I 世 (Thomas Smith, 1631-1699 年) が、17世紀のなかばにノッティンガム (Nottingham) にて商人としての活動を始めたことに由来する⁴⁾。スミス I 世によって興された事業は、その後、スミス家の子孫らによって受け継がれ、18世紀に入るとイングランド各地に関連の銀行が設立されて、スミス銀行は大きな発展を遂げることとなったのであった。すなわち、1758年にロンドンにスミス・ペイン・アンド・スミズ社 (Smith, Payne & Smiths) が設立されたのを皮切りに、1775年にはリンカン (Lincoln) にスミス・エリソン・アンド・ブラウン社 (Smith, Ellison & Brown) が設立された。また、1784年にはハル (Hull) にエイベル・スミス・アンド・サン社 (Abel Smith & Son) が設立され、そして世紀が変わった1806年にはダービー (Derby) にも、既存の銀行であったリチャードソン社 (Richardson & Co.) を取得するかたちでサミュエル・スミス社 (Samuel Smith & Co.) が設立された。ここではまず、こうしたイングランドにおける地方銀行の萌芽としての歴史を持つとされる⁵⁾ スミス銀行の業務を、ひとつの典型的な事例として取り上げて、その特徴を簡単に見ておくことから始めよう。

スミス I 世は、1658年までにノッティンガムの古い銀行の建物を210ポンド・スターリングで購入し、これが同地におけるスミス家の最初の資産となったのであった。ノッティンガムとその

2) Barbour [1], pp. 54-55, 参照。

3) こうした議論の詳細については、たとえば、楊枝 [20], 215-216 ページを参照。

4) トーマス・スミス I 世の墓石には "a mercer" と記されているとのことである。しかし、mercery という言葉は、今日では、例えば絹のような高価な繊維製品を扱う業者などを意味するようになってきているものの、「17世紀や18世紀においては、この言葉はそれほど専門化された意味で使われたわけではなく、広い範囲の商品を扱うものに用いられた」という。Leighton-Boyce [8], pp. 7-8, 参照。

5) Thomas [17], p. 2, 参照。

周辺地域では、もともとは農業が主な産業となっていた。しかし、1589年にノッティンガム近郊のカルヴァートン（Calverton）にてウィリアム・リー（William Lee, 1563-1614年）がメリヤス編み機（stocking-frame）を発明すると、ノッティンガムは17世紀なかばまでにメリヤス類の生産と交易の中心地となっていっただけであった。同時にまたノッティンガムは、トレント川（the River Trent）に沿う交通の要衝地でもあったことから、ノース・ミッドランズの商業と金融の中心地ともなっていた⁶⁾。

こうした地の利を得て、スミスI世はやがてその事業を順調に広げ、1663年にはロンドンのゴールドスミス・バンカーであったエドワード・バックウェル（Edward Backwell, c. 1618-1683年）と、またその後には同じくロンドンのゴールドスミス・バンカーであったギルバート・ホワイトホール（Gilbert Whitehall）と提携関係を持つに至っている。また、1671年には、同年8月17日付の国庫支払い命令書（Treasury Warrant）を以て、スミスI世はノッティンガム州の内国消費税副徴税官（sub-commissioner of excise）のひとりにも任ぜられたのであった。

当時は、議会による課税の許可と実際の税の徴収との間にはかなりの時間的間隔があったことから、一般的には、こうした徴税官などには、将来の税を担保として政府に資金を前払いできるほどの裕福な人物が当てられなければならない。また、スミスI世は、なによりも事業上の提携先をロンドンに持ち、ここに相当の預託金を持っていた。スミスI世は、この預託金を前提にロンドン宛の手形——、つまりは地方から首都ロンドンへの送金手段を振り出し、これを提供できる立場にあったのである。すなわち、スミスI世が内国消費税副徴税官に任ぜられたのは、こうしたノッティンガムとロンドンとを結びつけるような彼の商人としての事業活動そのものが、政府によって

も高く評価された結果であったと考えられる。

そして、こうした内国消費税副徴税官としても活動することになると、スミスI世は、今度はその手許に、徴収した租税という一時的遊休貨幣を持つことができるようになったのであった。つまり、スミスI世は、ロンドン宛の手形を売却するだけでなく、こうした手許の一時的遊休貨幣を利用して、ノッティンガムやその周辺の商工業者や地主たちが振り出した地方手形やロンドン宛の手形を割り引いたり、これを彼らに対する資金前貸しとして運用したりすることもできるようになったのである。ノッティンガムやその周辺の商工業者や地主たちにとっても、スミスI世のもとに当座預金を持てば、必要に応じてそれを現金やロンドン宛の手形で引き出すことができ、非常に便利であった。こうした業務を通じて、スミスI世とロンドンのゴールドスミス・バンカーとの間の提携関係は、ますます強化されることとなっていっただけでなく、1672年の「国庫の停止」の時点では、スミスI世は、バックウェルに対しては約2,000ポンド・スターリングの、ホワイトホールに対しては約4,000ポンドの貸し越し勘定を持つに至っている⁷⁾。また18世紀に入ると、ロンドンへの送金やロンドン宛の手形の販売にともなう手数料は、顧客のために公債類を手配する業務における手数料などと並んで、ノッティンガムのスミス銀行における主要な収入源ともなったのであった⁸⁾。

このようにスミス銀行の創業者であるスミスI世は、もともとは商人として出発したということに、ここでは改めて注目をしておくこととしよう。そして、こうしたスミスI世による事業の展開は、18世紀のボルトン（Bolton）の商人であったトーマス・マースデン（Thomas Marsden）のそれと非常によく類似していたようにも思われる。マースデンは、やはりロンドンに出先の商会を持ち、そ

⁶⁾ Leighton-Boyce [8], pp. 8-9, 参照。

⁷⁾ Leighton-Boyce [8], pp. 11-14, 参照。

⁸⁾ Leighton-Boyce [8], p. 26, 参照。

ここに徒弟やファクターをおいて、必要な原料商品を購入させたり、マースデンの送ったファスチャン等の商品を販売させたりしたのであった。そして、マースデンは、こうした商人としての事業をおこなうことを通じて、在ロンドン・ファクターの手許に預託金を持ち、これを前提に地方でのロンドン宛為替手形の売却をおこなったのであった。

一方、マースデンは、国王ジェームズ2世(James II, 1633-1701年；在位：1685-1688年)や、アルベマール公爵であったジョージ・マンク(George Monck, 1st Duke of Albemarle, 1608-1680年)の徴税請負人(retorner)も務めていた。これにより、マースデンは、地方で徴収した公金や地代を用いてロンドン宛の手形の割引もおこなうことができるようになったのであった。マースデンは、国王や公爵に対しては、こうして入手したロンドン宛の手形を送付した。その手形の多くは、最終的にはやはりマースデンの取引先であり、エクステンジ・アレイ(Exchange Alley)のゴールドスミス・バンカーであったジェレミー・トーマス(Jeremy Thomas)のもとへと持ち込まれて再割引された⁹⁾。

こうした商人としての活動や公金・地代の徴収を前提とした内国為替手形の売買は、18世紀になると、マースデンに限らず一般的に見られるようなものになっていったといわれる¹⁰⁾。17世紀後半のスミスI世の商人としての、そしてまた内国消費税副徴税官としての活動は、つまりは、こうした18世紀のマーチャントやバンカーとしての活動の先駆けとも見ることができよう。

ともあれ、スミス銀行の顧客であった商工業者や地主たちは、なによりも同行に当座預金を持ってこれを利用した。1748年1月の時点では、こうした様々な職業や経歴を持つ個人名義の口座が

440ほど同行の元帳に記載されている¹¹⁾。そして、こうした顧客からの預金を前提として、やがて同行は無利子・一覧払いの銀行券を振り出すようになったのであった。

もっとも、スミス銀行がいつごろから銀行券を振り出すようになったのかは、必ずしも明らかとはなっていない。スミス銀行——、正確にはノッティンガムでの事業を再編して継承していたサミュエル・アンド・エイベル・スミス社(Samuel and Abel Smith)が振り出した銀行券で、現存する最古のものは、1728年8月24日付で受領した預金に対応した額面640ポンド・スターリングのものである。要求払いで、ジョン・ニュートン(John Newton)またはその指図人を受取人としていた。しかし、スミスI世と提携関係を持っていたエドワード・バックウエルやギルバート・ホホワイトホールは、すでにゴールドスミス・ノートを振り出していたはずなので、スミス銀行も、これに合わせてもとずっと早い時期から銀行券を振り出していたのではないかと推定される¹²⁾。

さらには、ノッティンガムやその周辺の商人や土地所有者たちが、スミス銀行のもとに預金を持つようになると、今度はスミス銀行によって、それら顧客たちの預金の運用もおこなわれるようになっていったのであった。これにより同行では、先に見たような当座預金を前提とした無利子・一覧払いの銀行券とは別に、キャッシュ・ノート(Cash Note)と呼ばれる利子付き・確定日払いの銀行券も発行されるようになった。このキャッシュ・ノートの発行残高は、1780年には14,306ポンド・スターリングとなっていたが、1790年には55,951ポンド(1780年の残高を100.0とすれば391.1)となり、1792年には63,826(同446.1)にまで達した¹³⁾。

こうした無利子・一覧払いの銀行券とキャッ

9) Wadsworth [19], pp. 92-94, 参照.

10) Defoe [3], [Vol. 1.] p. 440 & Wadsworth [19], p. 93, 参照.

11) Leighton-Boyce [8], p. 36, 参照.

12) Leighton-Boyce [8], p. 17, 参照.

13) Leighton-Boyce [8], p. 315, Appendix 1, 参照.

シュ・ノートとの同時並行的な発券は、ノッティンガムのスミス銀行のいわば系列行であったリンカンのスミス・エリソン・アンド・ブラウン社や、ハルのアーベル・スミス・アンド・サン社でも行われた。リンカンの銀行における最初の元帳は 1775 年から 1786 年にかけてのものであるが、おそらくはこの期間を通じて、同行のキャッシュ・ノートの利率は、年 2 パーセントであったとされる。同行が 1776 年にキャッシュ・ノートに対して支払った利子の額は、20 ポンド・スターリングあまりでしかなかったが、1777 年には 133 ポンドに増加した。その後、1779 年にはいったん 45 ポンドに減少したものの、1783 年には 141 ポンドと再び増加し、1786 年には 266 ポンドに達した¹⁴⁾。つまり、この間のキャッシュ・ノートの利率が年 2 パーセントで変わらなかったとすれば、こうした支払われた利子の額の増減は、その前提となる運用された預金額の増減を反映したものと考えることができる。

II ゴールドスミス・バンカー

一方、ロンドンでは、地方のマーチャントやバンカーと提携関係を持ちながら、ゴールドスミス・バンカーが発券業務をおこなった。17 世紀中葉までは、ゴールドスミス・バンカーが振り出したノートは、一般的には利付き証券の形式をとっていた。このことはもちろん、その振り出しの前提となるランニング・キャッシュ（当座預金）の残高にも利子が付いたことを意味する。

現存する最古のゴールドスミス・ノートは、1654 年 12 月にフィールド・ホワウッド (Field Whorwood) が振り出した 2 枚であるとされているが¹⁵⁾、これら 2 枚のノートもまた利付きの証券であった。1 枚目のものは、1654 年 12 月 7 日付でサム・トッフア (Sam Toffe) がホワウッドに

60 ポンド・スターリング (three score pounds) を預託したことにもなつて振り出されたもので、要求払いのノートであった。2 枚目のものも、トッフアがホワウッドに、こちらの方は 1654 年 12 月 16 日付で 25 ポンドが預託されたことにもなつて振り出されたもので、同じく要求払いのノートである。そして、この 2 枚のノートは、いずれもトッフアによって裏書きされ、1655 年 6 月 7 日付で一緒にハンフリー・モルソン (Humphry Molson) に譲渡されている。これらのうち 1 枚目のノートには 1 日あたり 2 ペンスという利子についての記載が見えるが、2 枚目のものにはそうした記載は見当たらない。しかし、後にこれらのノートが提示されて支払いがなされた際には、双方に 2 ポンド 5 シリング分の利子が付けられたことが記されている。

17 世紀のなかばごろのイングランドにおいては、割り符や国庫の指図書なども利付きではあったものの、こうした証券類は要求払いではなかったために、流通の際にしばしば大きなディスカウントを被った。また、こうした利付きの証券類は、一般的には額面が大きかったことなどから、実際には通貨として利用するには不便であった。このような理由から、国王チャールズ II 世 (Charles II, 1630-1685 年；在位：1660-1685 年) が崩御したところから、通貨は次第に利付き証券から分離することとなっていったのであった¹⁶⁾。1677 年の時点では、ランニング・キャッシュを預かるロンドンのゴールドスミスは 44 名 (社) を数えたが、このころになつても、それらは、まだしばしば両替商や質屋などを兼業していた¹⁷⁾。しかし、それらが発行するゴールドスミス・ノートは、やがて法的には“現金 (ready cash)”として扱われるようになっていったのであった。

債権を無体財産 (choses in action) と見なすコ

¹⁴⁾ Leighton-Boyce [8], p. 143, 参照。

¹⁵⁾ Melton [10], p. 31, 参照。

¹⁶⁾ Feaveyeryear [5], p. 117, 参照。

¹⁷⁾ *Little London Directory* [9], “Hereunto is added an Addition of all the Goldsmiths that keep Runing Cafhes” の項, 参照。

モン・ローの原則が伝統的に守られてきたイングランドにおいて、債務証券の譲渡性が議会法のかたちで公式に認められるようになったのは、1704年の「約束手形法 (Promissory Notes Act)」¹⁸⁾においてであった。1653年と1669年、そして1672-73年の三度にわたり、裏書きによって約束手形に譲渡性を持たせようという試みが、貴族院に持ち込まれて失敗した末の立法である¹⁹⁾。

しかし、1703年の高等法院女王座部におけるある訴訟に関連し、その首席判事であったジョン・ホルト (John Holt, 1642-1710年, 在任: 1689-1710年) が行った聴取に対して、2人の「ロンドンのもっとも著名な商人」は、すでに自分たちが「非常にしばしば、そうした〔譲渡性を持つ〕債務証券を作成」している旨を述べている。彼らは、「……それらを為替手形 (*bills of exchange*) と見なしており、またそれらを約30年間にわたって用いてきているのであって、債務証券だけでなく、債券 (*bonds for money*) もまたしばしば移転され、為替手形として裏書された」のであった²⁰⁾。こうしたイングランドの商人たちの間での債務証券と為替手形との「混同 (*confusion*)」は、その後、18世紀の後半まで続いたとされる²¹⁾。

もともと為替手形は、イングランドにおいては13世紀の末にロンドンに移住してきたイタリアの商人たちによって持ち込まれたとされ、その当時から、それは何よりも「外国」宛・「外国」払いの支払い指図書であった。したがって、その扱いに際してはイングランド“王国内”のコモン・ローの法的原則に必ずしも従う必要はなかったこ

ともあって²²⁾、為替手形についてはイングランドでは17世紀の中葉までに次第に裏書譲渡されるようになっていたと一般には考えられている²³⁾。実際、1644年には持参人払いあるいは指図人払いの為替手形の使用が法的にも認められ²⁴⁾、また、イーストランド会社 (the Eastland Company) の商人であったジョン・スカーレット (John Scarlett) も、1682年に公にされた著作の中で、為替手形が持参人によって繰り返し裏書されて流通していくことに言及している²⁵⁾。換言すれば、先の「ロンドンのもっとも著名な商人」たちの証言にも示唆されるように、こうして為替手形が裏書譲渡されるようになってしばらく後から、1704年の「約束手形法」の成立まで、イングランドにおいては債務証券を為替手形になぞらえて譲渡するような「商人たちの慣習 (*custom of merchants*)」の流布した過渡的ともいえる時期が存在したのであった。つまり、17世紀後半には、いわば経済界・商業界における現実が、法的な伝統を追い抜きつつあったのである。

こうした債務証券を為替手形になぞらえて譲渡するような「商人たちの慣習」の流布に対し、しかし、法廷はかたくなにコモン・ローの原則を守ろうとしたのであった²⁶⁾。たとえば、捺印債務証券 (*note under seal*) の持参人が振出人を訴えることが、1681年の訴訟においていったんは認め

²²⁾ Postan [11], p. 71, 参照。

²³⁾ たとえば, Holdsworth [6], Vol. 8, p. 55などを参照。

²⁴⁾ Edgar *against* Chut, *English Reports* [4], Vol. 83 [1 January 1685], p. 1130, 参照。

²⁵⁾ Scarlett [15], p. 55, 参照。

²⁶⁾ もともと、ここで紹介するいくつかの訴訟の記録を読むと、この当時のイングランドの高等法院においても、note や bill, あるいは場合によっては draft などといった言葉が、意味のうえで厳密に区別されないままに用いられることがあったのでないかとも考えられる (そう考えなければ、文意の詳らかにならないような箇所が見られる)。商人たちが note と bill とを「混同」していたことに、高等法院もまた多少なりとも影響を受けていたのであろうか。

¹⁸⁾ 3 & 4 Anne in (A. D. 1704), c. 8, "An Act for giving like Remedy upon Promissory Notes as is now used upon Bills of Exchange and for the better Payment of Inland Bills of Exchange," *Statutes of the Realm* [16], Vol. 8, pp. 353-354.

¹⁹⁾ Redlich [13], p. 279, 参照。

²⁰⁾ Buller *against* Crips, *English Reports* [4], Vol. 87 [1 January 1794], p. 794, 参照。

²¹⁾ Richards [14], p. 47, 参照。

られたものの²⁷⁾、1689 年の訴訟ではこれが改めて否定されてしまっている²⁸⁾。債権の譲渡と、いわば裏表の関係を持つ遡求権の移転・譲渡を否定するような考え方は、1698 年の別の 2 つの訴訟においてもまた受け継がれた²⁹⁾。1702 年の訴訟では、指図人払い約束手形は為替手形ではないことが指摘されて、「商人たちの慣習」によってもそれは譲渡され得ないことが示されたのであった³⁰⁾。

一見奇妙なことのようにも思われるが、17 世紀のイングランドにおいて、ゴールドスミス・ノートが“現金”として扱われることとなっていたのは、上で見たような債務証券の譲渡性が法的には認められなかったことを背景としていた。

たとえば 1693 年には王座部において、ムーア (Moor) なるゴールドスミスが倒産したことをめぐって裁判が行われている。もともと被告ルイス (Lewis) は、ムーアの振り出した「被告人 [ルイス] に支払われるべき (… payable to the defendant)」2 枚のゴールドスミス・ノートを保有していたのであった。ルイスは、ザッチ (Zouch) に対する自らの債務を清算するため、当該のゴールドスミス・ノートに裏書をし、他の 8 枚の手形とともにこれらをザッチに与えた。ザッチは、これらの手形を、やはりゴールドスミスであった原告ヒル (Hill) に持ち込み、これと引き換えに他の手形 (bill) と幾ばくかの現金とをヒルから受け取ったのであった。ヒルは、このザッチから受け取った 2 枚のゴールドスミス・ノートを、後ほどムーアに提示して換金しようと考えていたところ、そ

れを受け取った翌日午前 0 時ごろにムーアは破産し逐電してしまったのであった。こうしたことから、ヒルは 170 ポンド 10 シリング分の損失を抱えることとなり、ヒルはムーアのゴールドスミス・ノートに裏書をしたルイスを訴え出たのであった。

ここでも訴訟の指揮を執った前出のホルト主席判事は、本来、ゴールドスミス・ノートは振出人であるゴールドスミスから支払われるべきであり、受取人が convenient time 内にその受け取りを当該ゴールドスミス・バンカーに請求しないのであれば、その裏書人は免責される旨を指摘したのであった。換言すれば、ゴールドスミス・ノートを用いた債権・債務の清算は、それが債務者から債権者に手渡された時点で (convenient time 内に) 完了するということである。それはちょうど、債権・債務の清算が現金 (正貨) を用いて行われる場合には、現金が債務者から債権者に手渡された時点で当該の清算が完了するのと同様であるという解釈である³¹⁾。

1695 年における王座部の別の訴訟においても、「ゴールドスミスのノートは、(指図人に支払われるべきものであろうと、持参人に支払われるべきものであろうと) 商人たちの間では、常に現金 (ready cash) といわれているのであって、為替手形といわれているわけではない」ことが指摘されている。すなわち、「……このノートは、immediately に支払われるべき現金として見なされる」とされたのであった³²⁾。

1702 年の大法官部における訴訟では、ゴールドスミス・ノートを用いて債権・債務の清算がおこなわれる際には、当該ノートを受け取った債権者がゴールドスミスから支払いを受けないうちに、そのゴールドスミスが支払い不能に陥ってしまったとしても、それが、債務者から債権者に支

27) *Shelden against Hentley, English Reports* [4], Vol. 89 [1 January 1794], p. 860, 参照。

28) *Horton against Coggs, English Reports* [4], Vol. 83 [1 January 1797], pp. 698-699, 参照。

29) *Nicholson vers. Sedgwick, English Reports* [4], Vol. 91 [1 January 1792], pp. 1016-1017; *Hawkins vers. Cardy, English Reports* [4], Vol. 91 [1 January 1792], pp. 1137-1138, 参照。

30) *Clarke vers. Martin, English Reports* [4], Vol. 92 [1 January 1790], pp. 6-7, 参照。

31) *Hill & Al. versus Lewis, English Reports* [4], Vol. 91 [1 January 1795], pp. 124-126, 参照。

32) *Tassell and Lee vers. Lewis, English Reports* [4], Vol. 91 [1 January 1795], p. 1398, 参照。

払われてから「3日間 (three days time)」よりも後のことであるならば、債務者は免責されることが示されている³³⁾。換言すれば、ゴールドスミス・ノートを用いた債権・債務の清算は、そのゴールドスミス・ノートが債務者から債権者に手渡されから3日間という convenient time が経過すれば、あるいは3日間という時間的猶予のなかで immediately に完了するということである。

もっとも、こうした場合の convenient time や immediately という言葉の意味については、18世紀のなかばごろまでは、法廷においてもその解釈に揺れが見られた。王座部における1706年のある訴訟においては、convenient time は、やはり3日間であることが示されたが³⁴⁾、1711年の訴訟³⁵⁾や1731年の訴訟³⁶⁾では、その日のうちにゴールドスミス・ノートの換金をおこなうことが求められている。あるいはまた、1742年の訴訟³⁷⁾においては、同年1月18日午前11時半に受け取ったゴールドスミス・ノートの換金を、「18日の午後には、あるいは遅くとも翌日の午前中には (…or at furthest the next morning)」おこなうことが求められたのであった。しかし最終的には、1749年の大法官部における訴訟において、ゴールドスミス・ノートで支払いを受けながら、それを換金しないまま「3日を超えて (beyond three days)」保持し続けていた場合、その間に当該ゴールドスミスが破産等をしてしまったときには、それによって生じた損失は、そのゴールドスミス・ノートを保持し続けていたものが負わなければな

らないことが、「確定される (established)」こととなったのであった³⁸⁾。

III 銀行券

スミス銀行によって振り出された無利子・一覧払いの銀行券は、18世紀の末までに、預金の受領書や信用供与のための手段というよりも、文字通りの支払い手段としての性格を次第に強めるようになっていった。このことはひとつには、その額面が相対的に小さな、そして端数のない (round number の) ものへと変化していったことに示される。たしかに、こうした銀行券は、もともとは当座預金勘定の預金額に応じて発行されたものであった。したがって、それが預金受領書として発行されるかぎりでは、比較的大きな数字の、あるいはまた端数を持つような (odd な) 額面の銀行券が発行されえたのである。しかし、やがて、たとえば商品売買の決済などは、その決済額が高額になればなるほど、口座のうえで、すなわち帳簿のうえで行われることとなっていったものと思われる。それゆえ、それに基づき発行される銀行券は、かえって、どちらかといえば口座のうえで決済するに足りないような比較的小さな額の、日常的な支払いに限って用いられるようになっていったことであろう。スミス銀行の銀行券の額面が、次第に小さく、また端数のないものへと変化していったのも、そうであった方が、支払い手段としては実用上便利であったからという理由によるものと考えられる。

もっとも、こうした小さな額面の兌換銀行券の乱発に対しては、当時のイギリスの経済界から大きな警戒感がもたれていたことにも注意しておかなければならない。1756年にはスコットランドにおいて額面1ポンド・スターリング未満の銀行券の発行が法的に禁止され、その後、1775年に

³³⁾ *Crawley v. Crowther*, *English Reports* [4], Vol. 22 [1 January 1702], p. 1194, 参照。

³⁴⁾ *Sir Charles Thorold against Smith*, *English Reports* [4], Vol. 88 [1 January 1796], p. 896, 参照。

³⁵⁾ *Turner et al' vers. Mead et al'*, *English Reports* [4], Vol. 93 [1 January 1795], p. 606, 参照。

³⁶⁾ *Hoar vers. Dacosta*, *English Reports* [4], Vol. 93 [1 January 1795], p. 935, 参照。

³⁷⁾ *East-India Company vers. Chitty*, *English Reports* [4], Vol. 93 [1 January 1795], p. 1109, 参照。

³⁸⁾ *Walmsley v. Child*, *English Reports* [4], Vol. 27 [11 December 1749], p. 1073, 参照。

は同様の規制がイングランドやウェールズにおいても導入された。1777 年には、さらに 5 ポンド未満の額面を持つ銀行券の発行も禁じられ、その後、1797 年のイングランド銀行の兌換停止にともなって、いったんは緩和されたものの、19 世紀に入ると小さな額面を持つ銀行券の発行に再び規制が加えられていったのであった。

しかし、そうした背景のなかでも 1797 年の時点でのノッティンガムのスミス銀行による銀行券の額面は、1 ギニー、5 ギニー、10 ポンド、20 ポンドの 4 種類に限られていた。このうち、額面 10 ポンドの銀行券については、ノッティンガムでのみ兌換されるものと、兌換地をノッティンガムまたはロンドンで「選べる (optional)」ものがあつたが、残りの額面のものはすべて、兌換地を「選べる」ものとなっていた³⁹⁾。

また、リンカンの銀行が 1775 年 4 月 26 日付で発行した最初の 5 枚の銀行券も、その額面は 10 ポンド・スターリングであった。同年末の時点では、同行の銀行券の流通額は 4,144 ポンド 16 シリング 6 ペンス分に達していた。その際、同行からは、たとえば 13 ポンド 1 シリング 6 ペンスや 9 ポンド 17 シリング 6 ペンス、あるいは 27 ポンド 16 シリング 6 ペンス、3 ポンド 8 シリング 10 ペンスといった端数を持つ額面の銀行券も発行された。また、100 ポンドや 370 ポンド、さらには 500 ポンドといった比較的高額面の銀行券もあわせて発行されていた。しかし、やはり発行の中心となっていたものは、5 ポンド、5 ギニー、10 ポンド、10 ギニー、20 ポンド、25 ポンド、50 ポンドといった端数のない比較的小さな額面の銀行券であった。この年の銀行券の全発行枚数 787 枚のうち、最も多く発行されていたものは、額面 10 ポンドの 458 枚（全発行枚数に占める割合は約 58.2 パーセント）であり、次いで額面 5 ポンドの 103 枚（同約 13.1 パーセント）で

あつた⁴⁰⁾。こうした事例を含め、18 世紀末のイングランドの地方銀行が最も広範に発行していた銀行券の額面は、5 ポンド（または 5 ギニー）と 10 ポンド（または 10 ギニー）であつた。また、またこれに加えて、20 ポンド、50 ポンド、100 ポンドの額面を持つ銀行券も、しばしば発行されていたとされる⁴¹⁾。

スミス銀行の銀行券が、何よりも支払い手段としての性格を持っていたことは、その流通量が季節によって変動していたことによっても示される。リンカンのスミス銀行による銀行券の流通量は、1780 年代には通常、春から夏の初めにかけて急増し、そこから翌年に向けて徐々に減少していく傾向が見られた⁴²⁾。すなわち、リンカンとその周辺の小麦などを生産する農業従事者が、作付けのために種苗や農機具等々を必要とし、したがってまたそのための資金を必要とするであろう秋冬よりも、その収穫物を商品として販売し、その代金を受け取ることとなるであろう春夏の方が、銀行券の流通量は一般的には多くなるというわけである。こうしたことから、ここでのスミス銀行の無利子・一覽払いの銀行券は、農業従事者に信用を供与する手段としてというよりも、農産物の売買を決済する手段として利用されていたことを見て取ることができる。

もっとも、リンカンのスミス銀行による銀行券が市中を流通している期間は、同行設立当初は比較的短いものであつた。1775 年に同行が発行した 458 枚の額面 10 ポンド・スターリングの銀行券は、そのうちの 297 枚（64.8 パーセント）がその年のうちに銀行に還流し、さらにそのうちの 107 枚（36.0 パーセント）については、発行された同じ月のうちに兌換されている。また、同年には額面 5 ギニーの銀行券も都合 74 枚発行された。5 月に 50 枚が発行され、7 月末までにその発行

³⁹⁾ Leighton-Boyce [8], p. 62, 参照。

⁴⁰⁾ Leighton-Boyce [8], p. 145, 参照。

⁴¹⁾ Pressnell [12], p. 141, 参照。

⁴²⁾ Leighton-Boyce [8], p. 147, 参照。

枚数は71枚に達した。しかし、10月の末までに、このうちの63枚が兌換され、同年末の時点での流通枚数はわずか2枚にとどまったのであった。リンカンとその周辺に在住する人々の多くにとっては、このスミス銀行が初めての銀行であり、したがって、それまで銀行券を手にする習慣をほとんど持っていない。この時代にあつては、人々にとっての銀行券は、所詮はまだ文字通りの単なる紙券にすぎず、それは可能なかぎり早く正貨に換えるべきものと考えられていたということなのであろう。また、1774年の改鑄により新たなギニー貨が供給されたことによって、資金を銀行券ではなく、鑄貨で持つという傾向が強められた。こうして、リンカンのスミス銀行が設立された後の2から3年間のうちは、少なからざる銀行券が、発行されたその月のうちには、あるいは大半のものは3ヶ月から4ヶ月のうちに兌換されることとなったのである⁴³⁾。

一方、17世紀末から18世紀初頭にかけてのゴールドスミス・ノートは、債権・債務の決済においては、先に見たように一面では法的に“現金”としての扱いを受けるものであった。しかし、当時の判例記録を見るかぎり、こうした形での“現金”は、まだ通常はある特定の名宛人や特定の裏書人を持ち、やはり必ずしも創造されたわけではない実在のランニング・キャッシュ（当座預金）の残高に結びつけられながら支払われるべきものであったように考えられる。また、その流通も、さしあたりは当該の債権・債務関係を持つ当事者たちの間で完結し、そこで用いられた“現金”も、また究竟して正貨に帰すべきものであったことが前提とされていたようにも見える。換言すれば、こうした“現金”も、やはり債権の買い取りを通じておこなう資金供与のための手段であったというわけでは必ずしもなかったのである。しかも、この“現金”は、“現金”でありながらも、債務証書の譲渡性が未だ公式には認められてはいな

かったという法制史的な背景のなかで、市中を文字通りに次から次へと、その持ち手を変えながら半永久的に支払い手段として流通し続けていったわけでもなかったのであった。

実際、先に見た1693年の王座部での訴訟において問題となっていたのは、ムーアの振り出した「被告人〔ルイス〕に支払われるべき」2枚のゴールドスミス・ノートであった。このゴールドスミス・ノートは、ムーアからルイスへ、ルイスからザッチへ、ザッチからヒルへと手渡されたが、最終的にヒルは、これをムーアに提示して正貨に置き換えようと試みたのであった。また、時期は相前後するものの、1689年の訴訟⁴⁴⁾や1698年の訴訟⁴⁵⁾、あるいはまた1702年の訴訟⁴⁶⁾などにおいても、同様に実在のランニング・キャッシュの残高に結びついた特定の名宛人や裏書人を持ったノートが、当事者間においてのみ流通していたことを見て取れる。

さらには、1702年の王座部では、ウォード(Ward)なる人物がステファン・エヴァンス(Sir Stephen Evans)というゴールドスミスを訴えた件についても裁かれている⁴⁷⁾。原告のウォードは、もともとフェローズ(Fellows)という人物に為替手形によって60ポンド・スターリング分の債権を持っていた。一方、フェローズは、被告であったエヴァンスに同じく手形によって100ポンド分の債権を持っていた。ウォードが使用人を通じてフェローズに債権の清算を求めてきたので、フェローズは自分の使用人にエヴァンス宛の額面100ポンドのノートを持たせ、ウォードの使用人とともにエヴァンスを訪ねさせたのであった。エヴァンスは、このノートの額面100ポンドの

⁴⁴⁾ Horton *against* Coggs, *English Reports* [4], Vol. 83 [1 January 1797], pp. 697-698, 参照。

⁴⁵⁾ Nicholson *vers.* Sedgwick, *English Reports* [4], Vol. 91 [1 January 1792], pp. 1016-1017, 参照。

⁴⁶⁾ Crawley *v.* Crowther, *English Reports* [4], Vol. 22 [1 January 1702], pp. 1194-1195, 参照。

⁴⁷⁾ Ward *against* Evans, *English Reports* [4], Vol. 87 [1 January 1794], pp. 799-800, 参照。

⁴³⁾ Leighton-Boyce [8], pp. 145-146, 参照。

うちの 60 ポンド分を帳消しにして (write off) 裏書きし、一方で額面 60 ポンド 10 シリングの他人宛の手形 (bill) を、10 シリングと交換のかたちでウォードの使用人に与えたのであった。この訴訟は、その翌日にウォードが、この他人宛のノートを換金しようとしたところ、その直前に名宛人が支払いを停止したことから、ウォードがエヴァンスを訴え出たものである。

ここでは、当初のフェローズ宛のノートが、他人宛の手形へと置き換えられたことを見て取れる。この際、エヴァンスはウォードの使用人に 60 ポンドを支払うのに、額面 60 ポンド 10 シリング分の他人宛の手形を与えて、10 シリングのおつりをもらっている。そして、この他人宛の手形も、当該名宛人が支払い停止に陥らなければ、結局はウォードによって正貨に換金されたにちがいないであろう。

大法官部における 1710 年の訴訟の記録⁴⁸⁾からは、ゴールドスミス・ノートが、別のゴールドスミス・ノートに置き換えられることもあったことが知られる。バークレー (Berkley) という人物が、アグリス (Agris) というゴールドスミスに 150 ポンド・スターリング分の預金をしたことから、アグリスは、要求払いでバークレーまたは指図人に同額を支払うという内容のノートを振り出して、これをバークレーに与えたのであった。一方、バークレーは、トロウウェル (Trowell) に対しては同額の債務を負っていたことから、これを清算しようと、当該のアグリスのノートを裏書きせずにトロウウェルに支払った。トロウウェルは、このノートを、額面 80 ポンド・スターリングのジャクソン (Jackson) 宛の手形と一緒に、ロンバード・ストリートのゴールドスミスであったサー・ステファン・エバンス・アンド・ヘイルズ社 (Sir Stephen Evans and Hales) に預託したのであった。同社は、トロウウェルにとっては自分の銀行業者

すなわち出納業者であった。

サー・ステファン・エバンス・アンド・ヘイルズ社は、この計 230 ポンド分の預託に対して、同社によって署名された同額のノートを振り出し、これをトロウウェルに与えて、この旨を帳簿に記載した。この際、帳簿の欄外には「バークレー 150 ポンド、ジャクソン 80 ポンド」と書き込まれた。その後まもなく、アグリスのもとには同社から取り立て人が送られ 150 ポンド分の支払いが求められたが、アグリスは、その支払いを約 13～14 日間に渡って引き延ばし、その挙げ句にとうとう倒産してしまったのであった。この後、サー・ステファン・エバンス・アンド・ヘイルズ社のノートを持つトロウウェルが同社にその支払いを求めたところ、同社は、そのうちの 150 ポンド分の支払いについてはバークレーに遡すべきだと主張したことから、トロウウェルが同社を訴え出たのであった。

結局、判決は原告の勝訴となっている。すなわち「……その〔サー・ステファン・エバンス・アンド・ヘイルズ社が振り出した〕ノートの持つ意味は、それだけの額の貨幣 (Money) が原告の勘定に受け入れられたことを通知するというものである。〔帳簿の〕欄外の記入は、せいぜいそれがどのように受け入れられたかということを示すものでしかないであろう。そうしたノートの形式や趣意がどのようなものであれ、そのノートはそのことだけを語っているのである」。つまり、サー・ステファン・エバンス・アンド・ヘイルズ社のノートは、トロウウェルのランニング・キャッシュの残高を前提に振り出された“現金”なのだから、その限りでは、同社はあくまでもその責任を負わなければならないというわけである。ここにも、17 世紀末から 18 世紀初頭にかけてのゴールドスミス・ノートの持つ基本的な性格を見いだすことができる。

このように、ゴールドスミス・ノートが主に債権・債務関係の清算をおこなうための手段として用いられていたことは、言い換えれば、この時期

48) Trowell v. Evans, *English Reports* [4], Vol. 21, pp. 1113-1114, 参照。

のゴールドスミス・バンカーによる発券業務が、そのかぎりにおいては預金・振替業務を前提としたものであったことを示唆している。実際、18世紀も後半になって、この預金・振替業務がもっぱら小切手を用いておこなわれるようになっていくと、それに代わってゴールドスミス・バンカーによる発券業務は次第に放棄されてしまうこととなったのであった。イングランド銀行では、1694年の設立後5年以内にすでに小切手が使われはじめており、また18世紀のはじめまでには小切手帳も利用されるようになっていた⁴⁹⁾。ロンドンの個人銀行においても、1750年代になるとマーチンズ銀行(Martins' Bank)が小切手帳を用いはじめ、またチャイルド銀行(Child & Co.)においても1762年までに印刷された小切手帳が発行されるようになったのであった。そして、1769年の大改鋳による金属鑄貨の安定ともあいまって、こうした小切手利用の普及により、1781年ごろまでにはロンドンの多くのゴールドスミス・バンカーは、発券業務をまったくおこなわないようになってしまったのであった⁵⁰⁾。

むすび

中世の神学者たちが問題とした徴利は、金銭等の貸借の存在を前提とする。金銭等の貸借があったとしても、そこには必ずしも徴利がともなうわけではないが、逆に徴利がなされたというのなら、それに先立って金銭等の貸借が必ずおこなわれていたはずであるというわけである。この謂いに従

えば、今日的な意味での手形の割引が徴利と見なされるというのなら、それは端的には、手形の割引をおこなったものが、手形の振り出しをおこなったものに、手形割引の手数料という利子を徴収しながら資金の提供をおこなったということにほかならないであろう。そして、その手形の割引が、銀行券という債務証書を用いておこなわれたというのなら、銀行券とは、したがって、手形の割引をおこなったものから、手形の振り出しをおこなったものへと、信用を供与するための一種の手段であると見なすことができる——、旧来、キリスト教徒ならずとも、少なからざる人々によって、時としてこうした見方や考え方が語られてきたようにも思われる。

……英国の内国為替手形の譲渡は、地方からロンドンへの送金を目的として、貨幣前貸しによって媒介され、事実上手形の割引を意味した。この手形はロンドンに送られたあと、満期日まで貨幣取扱業者であるゴールドスミス・バンカーに保管されるか、後者によって再割引された。ゴールドスミス・バンカーが、この再割引を自己の一覧払約束手形、すなわちゴールドスミス銀行券でなすとき、「銀行券による貸付＝準備の集中」機能を持つ近代的銀行業の原型が形成されたといえる。

(徳永 [18], 167 ページ)

しかし、これまでに見たように、18世紀までのイングランドにおける銀行券そのものは、実際には商品売買にともなう支払い手段ともいべきものであり、あるいはまた債権・債務関係の清算手段ともいべきものであったといえよう。そして、それはまた、半永久的に市中を流通したわけでは必ずしもなく、地方においてもロンドンにおいても、早晚、正貨に兌換されていかなければならなかった。

手形の割引を通じて信用供与がなされたというのなら、まずもって注目されるべきは、それを通じて、銀行券の振り出しの前提となるような当座預金が、いわば帳簿上の記録として形成されることになったという至極単純な事実のほうであろう。スミス I 世やマースデンはロンドンに提携先

49) Clapham [2], Vol. I, pp. 142-143 (邦訳, I, 161-163 ページ), 参照。なお, Leighton-Boyce [8], p. 18 によれば, ノッティンガムのスミス銀行宛の小切手としては, 1705年8月31日付の額面64ポンド11シリング5ペンスのものが, 現存する最古のものとしてとされている。

50) Thomas [17], pp. 22-23, 参照。なお, Clapham [2], Vol. I, p. 162 (邦訳, I, 185 ページ) によれば, 「ロンドンの銀行家の大部分」が「紙券の発行をやめた」のは, 「70年代」のことであるという。

をもち、その地方とロンドンとを結びつける通商の枠組みのなかで、商人として活動しながらロンドン宛の手形を売って、徴税人として活動しながらロンドン宛の手形を買ったのであった。これにより、スミス I 世やマースデンや、その顧客である地方の商工業者や地主などの帳簿上の記録——、つまりは当座預金の残高が、その都度、増加したり減少したりしたことであろう。そして、それにともなって、銀行券やゴールドスミス・ノートが、支払い手段として、あるいはまた債券・債務関係の清算手段として、時機に応じて振り出され、時機に応じて兌換されることとなったのである。こうした通商の枠組みが機能することになったからこそ、やがて「準備」を離れて預金を帳簿上の記録として創造するという歴史的飛躍とも呼ぶべきものの契機が生まれえたものと考えられる。

いわば「預金・振替と、それを前提とした信用創造」機能を持つ近代的銀行制度の原型は、17-18 世紀のイングランドにおける地方とロンドンとを結びつける通商の枠組み——、さらに敷衍すれば、イギリスを中核とした世界市場と一体となったファクター制度と、まさに不可分なものとして形成されたのである。中世以来の長い歴史を持ち、17 世紀に低地地方において次第に完成していったファクター制度が、その後、イギリスを中心に再編成されていったことの意義は、ひとつには、そうした通商の仕組みと金融の仕組みとを包摂し、合一させた歴史過程のなかに見いだすことができるのである。

参考文献

- [1] Barbour, Violet, *Capitalism in Amsterdam in the 17th Century*. — [Ann Arbor]: University of Michigan Press, [1963]. — (*Ann Arbor paperbacks*; AA74). — Note: Reprint of the 1950 ed. published by John Hopkins Press.
- [2] Clapham, John Harold, *The Bank of England: a History*, Cambridge: Cambridge University Press, 1944. — 邦訳: J. クラバム著, 英国金融史研究会訳『イングランド銀行: その歴史』ダイヤモンド社, 1970 年.
- [3] [Defoe, Daniel.] *The Complete English Tradesman, in Familiar Letters; Directing Him in All the several Parts and Progressions of Trade... Calculated for the Instruction of our Inland Traders; and Especially of Young Beginners*, London: Printed for Charles Rivington..., 1726.
- [4] **English Reports**, House of Lords, Edinburgh: William Green & Sons, 1900-1930. — 176 vols.
- [5] Feavearyear, Albert, *The Pound Sterling: A History of English Money*, Second edition, revised by E. Victor Morgan, Oxford: Clarendon Press, 1963.
- [6] Holdsworth, William, *A History of English Law*, Vol. 8, London and Methuen: Sweet & Maxwell, [1973]. — Note: Repr. of 1925 ed.
- [7] 上村能弘「ファクター制度とイングランドにおけるその歴史的諸前提」『経済集志』第 88 巻第 2 号 (2018 年 9 月), 53-67 ページ.
- [8] Leighton-Boyce, J. A. S. L., *Smiths the Bankers, 1658-1958*, London: National Provincial Bank, 1958.
- [9] *The Little London Directory of 1677. The Oldest Printed List of the Merchants and Bankers of London. Reprinted From the Exceedingly Rare Original; With an Introduction Pointing Out Some of the Most Eminent Merchants of the Period*, London: J. C. Hotten, 1863.
- [10] Melton, Frank T., "Goldsmiths' note, 1654-55," *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 6, No. 1, April 1978, pp. 30-31.
- [11] Postan, M. M., "Private Financial Instruments in Medieval England," *Vierteljahrsschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, Vol. 23, 1930, pp. 26-75.
- [12] Pressnell, L. S., *Country Banking in the Industrial Revolution*, Oxford: Clarendon Press, 1959.
- [13] Redlich, Fritz, "The Promissory Note as a Financial and Business Instrument in the Anglo-Saxon World: a Historical Sketch," *Revue Internationale d'Histoire de la Banque*, Vol. 3, 1970, pp. 271-297.
- [14] Richards, R. D., *The Early History of Banking in England*, London: Cass, 1958. — Note: Repr. of 1929 ed.
- [15] Scarlett, John, *The Stile of Exchanges Containing*

- Both Their Law & Custom As Practised Now in the Most Considerable Places of Exchange in Europe. Unfolding Divers Mysteries and Directing Every Person, Howsoever Concerned in a Bill of Exchange, to What He Ought to Do and Observe, in Any Case, in Order to His Own security.* Translated out of Low & High Dutch, French and Italian-Latine Authors. The Whole being Methodically Digefted into Chaptres and Sections, that by the Help of an Index Any Particular Case may Readily be Found, London : Printed for John Brighthurft..., 1682.
- [16] *The Statutes of the Realm: Printed by Command of His Majesty King George the Third, in Pursuance of an Address of the House of Commons of Great Britain: from Original Records and Authentic Manuscripts,* London, 1810-1828.
- [17] Thomas, S. Evelyn, *The Rise and Growth of Joint Stock Banking,* London : Sir Isaac Pitman & Sons, 1934.
- [18] 徳永正二郎『為替と信用——国際決済制度の史的展開』新評論, 1976 年.
- [19] Wadsworth, Alfred P., and Julia de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600-1760.* — Manchester : Manchester University Press, 1931. — (*Publications of the University of Manchester*, No. 210).
- [20] 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会, 1982 年.